

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年4月21日

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター  
九州シンクロトロン光研究センター  
業務執行理事 妹尾 与志木

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 名称 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター電力供給
- (2) 特質等 入札説明書のとおり
- (3) 供給期間 令和2年8月1日から令和3年7月31日まで
- (4) 供給場所 鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

### (5) 入札方法

ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価という。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価という。）を根拠とし、別途指示する予定契約電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価比較額を入札金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 契約方法 基本料金、電力量料金ごとの単価契約とする。

## 2 入札参加資格

佐賀県の物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加する

ことのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）に基づく入札参加資格を有する者であること。

### 3 入札参加条件

令和 2 年 5 月 29 日（金）の時点で、次の条件を満たすこと。

- (1) 2 の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

九州シンクロトロン光研究センター 総務課

郵便番号 841-0005

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

電話番号 0942-83-5017

5 契約条項を示す場所

4の部局

6 入札説明書の交付方法

添付ファイルによるダウンロード。

7 仕様等に対する質疑応答

(1) 仕様等に対し質問がある場合は、令和2年5月11日（月）から同月13日（水）までに下記アドレスに電子メールで送付すること。

(2) 質問に対する回答は、令和2年5月21日（木）から同月27日（水）まで財団ホームページに掲載する。

(3) 問い合わせ先

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

九州シンクロトロン光研究センター 総務課

電子メールアドレス soumu@saga-ls.jp

電話番号 0942-83-5017

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 4の部局

(2) 提出期限 令和2年5月28日（木）午後3時

(3) 提出方法

直接持参、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、書留郵便によることとする。提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

## 9 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年5月29日(金)午前10時
- (2) 場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトン光研究センター セミナー室B

## 10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいないときは、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

佐賀県の財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除する。

### (2) 契約保証金

佐賀県の財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。

## 12 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない  
入札

(7) 入札参加資格のない者、入札参加資格条件を満たさない者がした入札

### 13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を  
落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、  
当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該  
入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、  
これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとす  
る。

### 14 その他

(1) 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日  
本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報  
その他財団の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 詳細は、入札説明書による。